平成２７年（フ）第３７９号
熊本県宇土市城塚町1026番地、住民票上の住所熊本市南区無田口町1554番地
債務者　田口　廣行
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５１６号
愛知県愛西市東保町西河原346番地　セジュール佐屋101号、住民票上の住所愛知県愛西市東保町西河原346番地
債務者　伊藤喜美子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９６７号
名古屋市千種区西山元町３丁目９番地　ハイツ青葉307号
債務者　田中　真弓
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０８３号
名古屋市中川区吉津４丁目2615番地　セントラルハイツ松下202号
債務者　葛西　　泉
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０８４号
愛知県海部郡大治町大字花常字堀之内境15番地　メゾンファミーユＢ201号、従前の住所愛知県海部郡大治町大字砂子字犬飼1776番地の２　ヴィラタウン大治103号
債務者　西原美津子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３６７号
熊本市西区上代10丁目７－11、住民票上の住所熊本県水俣市浜4083番地
債務者　松永余里子
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３６８号
熊本市西区蓮台寺３丁目４番５号　ケアホーム蓮台寺、住民票上の住所熊本県水俣市浜4083番地
債務者　松永　澄子
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３７８号
熊本市中央区島崎１丁目31番１－203号　フラワーマンション城西、住民票上の住所熊本市中央区島崎１丁目31番１－710号　フラワーマンション城西
債務者　緒方　真樹
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７０３５号
東京都清瀬市中里１丁目744
債務者　清野真由美
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７０３９号
茨城県つくば市吉沼4176－４－102
債務者　山中　　正
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７０４９号
東京都板橋区高島平２丁目32－４－318
債務者　井上　久子
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７０５２号
東京都中野区弥生町４丁目25－５－205
債務者　原田　　優
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７０５３号
東京都足立区鹿浜３丁目７－８
債務者　佐藤　雅俊
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７０５５号
東京都立川市上砂町５丁目61－20－207
債務者　沖野　健夫
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８９６号
東京都板橋区大谷口２丁目57－２　アートパレス千川Ｎｏ．１　202
債務者　郷司やよい
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９６２号
東京都江戸川区小松川２丁目９－１－201
債務者　山本　邦之
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部